

居宅介護支援事業所ケアプランこもれび家族 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社佐藤総研が開設する居宅介護支援事業所ケアプランこもれび家族（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）は、高齢者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護支援専門員又はその他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- (2) 事業所の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 地域包括支援センター等から紹介された支援困難な事例について、事業所としての研鑽を積むためにも、特段事情がない限り積極的に受け入れる。
- (4) 事業所は、事業の実施にあたり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者を、その運営に関与させないものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアプランこもれび家族
- (2) 所在地 東京都国分寺市西町3-14-7

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 主任介護支援専門員 1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援の実施に関し、遵守すべき事項

についての指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 1名以上 常勤職員 1名以上
非常勤職員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

- (3) 事務職員 適宜

事務職員は、介護支援専門員の補助的業務及び必要な業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から金曜まで ただし、年末年始(12/29~1/3)を除く。
(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

- (1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等の連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票は弊社独自の様式等を用いる。

- (2) 支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」という。)するとともに、原則、少なくとも1月に1回(要支援の場合は少なくとも3月に1回)訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡

調整その他便宜の提供を行い、原則、少なくとも1月に1回（要支援の場合は少なくとも3月に1回）モニタリングの結果を記録する。

- (3) 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- (4) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- (5) 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を超え片道1km毎に 50円

この場合、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、国分寺市、立川市、国立市の地域とする。

（相談・苦情・ハラスメント対応）

第8条 相談・苦情・ハラスメント対応は以下の通りとする。

- (1) 事業所は、利用者等からの相談、苦情、ハラスメントに対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者等の要望、苦情、ハラスメントに対し、迅速に対応する。
- (2) 事業所は、自ら提供した居宅介護支援等に関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは市町村からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言にしたがって必要な改善を行うものとする。
- (3) 事業所は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者等に対し必要な援助を行う。
- (4) 自ら提供した居宅介護支援等に対する利用者等からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言にしたがって必要な改善を行うものとする。

（事故対応）

第9条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等

に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。
また、前項の事故の状況及び自己に際してとった処置について記録し、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第10条 個人情報の保護については、以下の通りとする。

- (1) 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- (2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- (3) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村等に通報するものとする。

(事業継続計画)

第12条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修および訓練を実施する。

(衛生管理)

第13条 感染症の予防およびまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、

感染対策の資質向上に努める。

(その他運営についての留意事項)

第14条 その他運営についての留意事項は以下の通りとする。

(1) 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- | | |
|---------------|----------|
| ①採用時研修 | 採用後3ヶ月以内 |
| ②虐待防止に関する研修 | 年1回以上 |
| ③認知症ケアに関する研修 | 年1回以上 |
| ④権利擁護に関する研修 | 年1回以上 |
| ⑤感染症に関する研修 | 年1回以上 |
| ⑥ハラスメントに関する研修 | 年1回以上 |

(2) 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

(3) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社佐藤総研と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

改定1：この規程は、令和5年11月1日から施行する。

改定2：この規程は、令和6年4月1日から施行する。